

			組合員保険料・負担金	掛 金			負 担 金					備 考	
			厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	介護		
《 標準報酬月額・標準期末手当等 》	一般組合員		183.0 (内、組合員保険料率 91.5)	7.5	43.51 (42.1 +1.41)	8.82	41.6 育児休業等期間中 41.6	7.5	0.1105 育児休業等期間中 0.1105	43.59 (42.1 +1.41+ 0.08) 育児休業等期間中 0.08	8.82	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.1105 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 41.6 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.08 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期・短期 98,000円 ※厚生年金保険を除く 厚生年金保険 88,000円 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 650,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過の長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累計額の上限 【経長】・・・経過の長期 【厚年】・・・厚生年金保険	
	船員組合員				41.55 (40.14 +1.41)					45.55 (44.06 +1.41+ 0.08) 育児休業等期間中 0.08			
	特別職組合員				43.51 (42.1 +1.41)					—			43.59 (42.1 +1.41+ 0.08)
	組合役員						43.51 (42.1 +1.41)						
	組合職員												
	地方独立行政法人	役員組合員							(都)41.6	0.1105 育児休業等期間中 0.1105			
													一般組合員
	派遣職員												43.51 (42.1 +1.41) (都)0.08 育児休業等期間中 (都)0.08
	職員団体専従						— 43.51 (42.1 +1.41) (都)0.08						
	任意継続組合員												

4公立東京福第2号

◎追加費用負担金率(対標準報酬月額)・・・ 義務(厚生年金分) 29.0/1,000 (経過の長期給付分) 2.2/1,000、非義務(厚生年金分) 16.3/1,000 (経過の長期給付分) 1.8/1,000
◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料(掛金)、負担金(保険料(掛金)と同率) (育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)
◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員
◎事務費負担金(区市町村教育委員会で任用する学校教職員等、地方独立行政法人教職員)・・・ 年額 6,340円 月単位 528.33円
◎子ども・子育て拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・ 3.6/1,000 ※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)
◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対標準報酬月額・対標準期末手当等) 4.05/1000